

中部運輸局自動車交通部

令和8年1月29日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

田中、酒井 TEL 052-952-8038

中部運輸局 福井運輸支局 輸送・監査担当

加藤、荒井 TEL 0776-34-1601

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所

事業者名：山本運送有限会社（代表者：山本美佐緒）

住 所：福井県敦賀市中45号生水尻17-2

営 業 所：本社営業所（福井県敦賀市中45号生水尻17-2）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和8年1月29日

処分内容：① 事業停止3日間

② 車両使用停止処分290日車

（3両を72日間、1両を74日間の使用停止）

③ 文書警告

3. 監査端緒

行政処分による事業の改善を命じ、事業の改善確認監査を実施したが、事業の改善が確認されなかったことから監査を実施。

4. 違反内容及び違反条項

（1）事業計画どおりに業務を行っていなかった。

（貨物自動車運送事業法第8条第1項）

(2) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

(3) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)

(4) 事業用自動車について、定期点検整備（3ヶ月点検）を実施していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)

(5) 点呼を実施していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)

(6) 点呼の記録の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

(7) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

(8) 業務の記録の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

(9) 運行記録計による記録をしていなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

(10) 運転者等台帳の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 32点
- ・当該事業者に付された累積違反点数 54点